

入札公告

令和7年3月4日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 I J C A Dサブスクリプション (令和7年度)
- (2) 履行の内容等 仕様書のとおり
- (3) ソフトウェアライセンスの納品 仕様書のとおり
- (4) ライセンス期間及び保守業務期間 仕様書のとおり
- (5) 入札区分 本案件は、広島市電子入札システムを利用しない紙による入札とする。
- (6) 入札方式 開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。

(7) 入札方法

ア 入札金額は、総価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 広島市競争入札参加資格「令和5・6・7年 物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負」において「02-02 事務用機器」に登録されている者であること。
 - (3) 公告日から開札日（再度入札を実施する場合は、再度入札の開札日をいう。）までの間において、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
 - (5) 広島市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (6) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。
 - ・ 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ・ 広島市税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
 - ・ 出荷確約書
- ※ なお、出荷確約書は、開札後、落札候補者となった場合には、速やかに提出する必要があるため、当該競争入札に参加する者は必ず事前に準備しておくこと。

3 入札に参加する場合の手続き

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ア 持参する場合

入札書の持参により入札に参加する場合は、次の(ア)及び(イ)に掲げる書類を、後記(2)イの

提出期間内に後記5に持参すること。

(ア) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）したうえ、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和7年3月17日開札「IJCADサブスクリプション（令和7年度）」に係る入札書（第〇回）」在中」（入札書の回数は、初度入札にあつては「第1回」、再度入札にあつては「第2回」と記載すること。）と表示し、商号又は名称を記載すること。

(イ) 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記(ア)の封筒に同封すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所商号代表者欄の記載は入札書の別添（参考2）「入札書記載例」のとおりとなるので注意すること

イ 郵送（配達証明付書留郵便）する場合

入札書の郵送（配達証明付書留郵便）により入札に参加する場合は、入札回数は2回を限度とするので、入札回数に相応する次の(ア)及び(イ)に掲げる書類を入れた封筒を作成し、郵送用の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、その表に「令和7年3月17日開札「IJCADサブスクリプション（令和7年度）」に係る入札書等」在中」と朱書きするとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載し、次の(ア)及び(イ)に掲げる書類を、後記(2)イの提出期間内に後記5に郵送（配達証明付書留郵便）すること。

入札書等が後記(2)イの提出期間内に郵送（配達証明付書留郵便）されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

(ア) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）したうえ、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和7年3月17日開札「IJCADサブスクリプション（令和7年度）」に係る入札書（第〇回）」在中」（入札書の回数は、初度入札にあつては「第1回」、再度入札にあつては「第2回」と記載すること。）と表示し、商号又は名称を記載すること。

(イ) 委任状

代表者等でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記(ア)の封筒に同封すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所商号代表者欄の記載は入札書の別添（参考2）「入札書記載例」のとおりとなるので注意すること

(2) 入札書の提出期限等

ア 提出場所

後記5に同じ。

イ 提出期間

令和7年3月13日（木）・14日（金）の午前8時30分から午後5時00分まで

なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和7年3月14日（金）午後5時00分までに必着のこと。

ウ 再度入札を実施する場合の入札書の提出

令和7年3月17日（月）の午後1時00分から午後5時15分及び同年3月18日（火）の午前8時30分から午前10時00分までに必着のこと。

エ 入札参加者は、開札の日時に入札室において立会できる。

4 開札日時、場所等

- (1) 日時 令和7年3月17日（月）午前10時00分
（再度入札を実施する場合は、1回に限り行うものとし、その開札日時は同月18日（火）午前11時30分とする。）
- (2) 場所 広島市役所本庁舎11階 技術管理課分室
（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）
- (3) 開札
 - ア 広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
 - イ 開札（再度入札の開札を含む。）の結果、落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上あった場合には、開札日の「翌日（休日でない日）」にくじ引きにより落札候補者を決定する。
 - ウ ただし、落札候補者となるべき者が2者以上入札に立ち会っている場合は、入札会場において直ちにくじ引きを実施し、落札候補者を決定する。この場合において、くじ引くべき者のうち入札に立ち会っていない者については、当該入札に関係のない本市職員がその者に代わってくじ引くものとする。
- (4) 入札回数
入札回数は、2回限りとする。
- (5) 入札書、仕様書等の交付方法
本市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「入札・見積り情報」（詳細）からダウンロードできる。

5 契約担当課（入札書・仕様書等に関する問合せ先）

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局技術管理課
電話 082-504-2684（直通）

6 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、前記2(6)に掲げる書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出するものとする。

- (1) 提出先 広島市都市整備局技術管理課
- (2) 提出部数 提出部数は、1部とする。
- (3) 提出期限 初度入札の開札の場合 令和7年3月17日（月）の午後5時00分まで
再度入札の開札の場合 令和7年3月18日（火）の午後5時00分まで
（くじ引きを行った場合は、くじ引き日の午後5時00分）
ただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。
なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。
- (4) その他 入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。
 - ア 提出書類は、提出者において作成する。
 - イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ウ いったん受領した書類は、返却しない。
 - エ 原則として、いったん受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

オ 入札者が、自己に有利となることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、評価の対象としない。

7 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記6により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日時から、落札者の決定までの間に前記2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 前記7により一般競争入札参加資格を有すると確認され、本件公告に示した調達物品を納入できると本市が判断した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

9 その他

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、競争入札参加資格の取り消す(最長3年間)。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額(5%)の損害賠償金を請求する。

(2) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行できないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、再度入札を行った場合で一回目の最低価格以上の入札書その他広島市契約規則第8条に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 契約書については、次のとおりとする。

ア 本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日(最終日が、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日)において、落札者が広島市から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。ただし、契約書は、本市が交付する。

オ 本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しない。